

通信日付印
・ ・
確認者印

令和元年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

FD4745

署
税
務
受
付
印

第一表の二

受贈者の氏名

サンプル 太郎

提出用

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

☒ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）

（単位：円）

住宅取得等資金の非課税分

贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点（・）や半濁点（・）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住 所 東京都江東区〇〇 3丁目4番5号	Z 銀行	平成 令和 0 1 年 0 7 月 0 1 日 1 0 1 0 9 4 8 5
フリガナ 氏 名 サンプル 花子	続 柄 2 ←（直系尊属） 父 1 母 2 祖 父 3 祖 母 4 上記以外 5 ※⑤の場合に記入します。	平成 令和 年 月 日
生年月日 3 3 0 0 5 0 4 明治①、大正②、昭和③、平成④	住宅取得等資金の合計額	③② 1 0 1 0 9 4 8 5
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点（・）や半濁点（・）は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
住 所		平成 令和 年 月 日
フリガナ 氏 名	続 柄 ←（直系尊属） 父 1 母 2 祖 父 3 祖 母 4 上記以外 5 ※⑤の場合に記入します。	平成 令和 年 月 日
生年月日	住宅取得等資金の合計額	③③
非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額（注2） 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日 平成 令和 年 月 日	③④ 1 2 0 0 0 0 0 0
	平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額（注3）	③⑤ 7 0 0 0 0 0 0
	住宅資金非課税限度額の残額（③④－③⑤）	③⑥ 5 0 0 0 0 0 0
	特別住宅資金非課税限度額（注2） 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日 平成 令和 年 月 日	③⑦
贈与者別の非課税の適用	③②のうち非課税の適用を受ける金額	④① 5 0 0 0 0 0 0
受贈者の課税価格	③③のうち非課税の適用を受ける金額	④② 5 0 0 0 0 0 0
	非課税の適用を受ける金額の合計額（④①＋④②） （③⑥の金額と④②の金額の合計額を限度とします。）	④③ 5 1 0 9 4 8 5
	③②のうち課税価格に算入される金額（③②－④①） （③②に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	④④
	③③のうち課税価格に算入される金額（③③－④②） （③③に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。）	

（注1） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります（令和元年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができません。）。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---------	-----

（注2） 非課税限度額については、申告書第一表の二（控用）の裏面をご参照ください。

（注3） 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、記入は不要です。

（注4） 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例（以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。）の適用を受ける人が、所得税の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	確認
----------	------	----	----

* 欄には記入しないでください。

（資5-10-1-3-A4統一）

令和 01 年分贈与税の申告書 (相続時精算課税の計算明細書)

FD4735

第二表

税務署
受付印

受贈者の氏名 サンプル 太郎

提出用

相続時精算課税分

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。

☒ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。

(単位: 円)

特定贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(゜)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください		左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日	
種類	細目	利用区分・ 経路等	数量	単価			
所在場所等			固定資産 税額	倍数	財産の価額		
住所			株	円			
有価証券	株式その他の 方式	エプソン産 業	7,000	1,952	平成 令和 01 年 07 月 01 日		
東京都江東区△△5-4-3 ○○マンション802号室			円	倍			
		東京都品川区○○ 6-8-9			1 3 6 6 4 0 0 0		
フリガナ 氏名			株	円	平成 令和 01 年 07 月 01 日		
サンプ ル シ ロウ			30,000	272			
サンプル 二郎			円	倍			
		千葉県千葉市中央区○○ 5-6-7			8 1 6 0 0 0 0		
続柄				円	平成 令和 年 月 日		
3 ← 父 1、母 2、祖父 3 祖母 4、1~4以外 5							
生年月日			円	倍			
3 0 5 0 2 0 2							
					明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4		
財産の価額の合計額(課税価格)				②③	2 1 8 2 4 0 0 0		
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円)				②④	0		
特別控除額の残額(2,500万円-②④)				②⑤	2 5 0 0 0 0 0 0		
特別控除額(②⑤の金額と②⑥の金額のいずれか低い金額)				②⑥	2 1 8 2 4 0 0 0		
翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-②④-②⑥)				②⑦	3 1 7 6 0 0 0 0		
②⑥の控除後の課税価格(②④-②⑥)【1,000円未満切捨て】				②⑧	0 0 0		
②⑧に対する税額(②⑧×20%)				②⑨	0 0		
外国税額の控除額(外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。)				③⑩			
差引税額(②⑨-③⑩)				③⑪	0		

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名(「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
	署	平成 年分	
署	平成 年分		
署	平成 年分		
署	平成 年分		

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄	整理番号	名簿	届出番号	-
	財産細目コード	確認		

* 欄には記入しないでください。

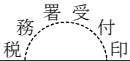
(資5-10-2-1-A4統一)

令和元年分贈与税の修正申告書（別表）

第三表

受贈者の氏名 サンプル 太郎

① 修正前の課税額（第一表）



（単位：円）

I 暦年課税分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①	675596385
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②	
	配偶者控除額 （贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）	③	
	暦年課税分の課税価格の合計額（①＋（②－③））	④	675596385
	基礎控除額	⑤	11000000
	⑤の控除後の課税価格（④－⑤） 【1,000円未満切捨て】	⑥	674496000
	⑥に対する税額	⑦	364572800
	外国税額の控除額	⑧	
	医療法人持分税額控除額	⑨	
	差引税額（⑦－⑧－⑨）	⑩	364572800

相続時精算課税分

II	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪	21824000
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫	

III 合計	課税価格の合計額（①＋②＋⑪）	⑬	697420385
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩＋⑫））【100円未満切捨て】	⑭	364572800
	農地等納税猶予税額	⑮	19250000
	株式等納税猶予税額	⑯	119979000
	特例株式等納税猶予税額	⑰	
	医療法人持分納税猶予税額	⑱	
	事業用資産納税猶予額	⑲	6800000
	申告期限までに納付すべき税額（⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲）	⑳	241988800

② 修正前の課税額（第二表）

相続時精算課税分	特定贈与者の氏名	サンプル 二郎	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「①修正前の課税額（第一表）」及び「②修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。	
	財産の価額の合計額（課税価格）	㉓	21824000	
	特別控除額の計算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	㉔	
		特別控除額の残額（2,500万円－㉔）	㉕	25000000
		特別控除額（㉓の金額と㉕の金額のいずれか低い金額）	㉖	21824000
		翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉔－㉖）	㉗	3176000
	税額の計算	㉖の控除後の課税価格（㉓－㉖） 【1,000円未満切捨て】	㉘	
		㉘に対する税額（㉘×20％）	㉙	
		外国税額の控除額	㉚	
		差引税額（㉙－㉚）	㉛	

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

＊ 税務署整理欄	整理番号		名簿		義務的修正期限		年		月		日
----------	------	--	----	--	---------	--	---	--	---	--	---

＊欄には記入しないでください。

令和元年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

第三表（別表の付表）

受贈者の氏名	サンプル 太郎
--------	---------

④ 修正前の非課税額（第一表の二）



(単位：円)

住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名	サンプル 花子	住宅取得等資金の合計額	③②			1	0	1	0	9	4	8	5
	贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	③③										
	非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	③④			1	2	0	0	0	0	0	0	0
		平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	③⑤				7	0	0	0	0	0	0	0
		住宅資金非課税限度額の残額 (③④－③⑤)	③⑥				5	0	0	0	0	0	0	0
		特別住宅資金非課税限度額	③⑦			1	0	0	0	0	0	0	0	0
	贈与の金額の計算	③②のうち非課税の適用を受ける金額	④①				5	0	0	0	0	0	0	0
		③③のうち非課税の適用を受ける金額	④②											
		非課税の適用を受ける金額の合計額 (④①＋④②)	④③				5	0	0	0	0	0	0	0
		③②のうち課税価格に算入される金額 (③②－④①)	④④				5	1	0	9	4	8	5	

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

震災に係る住宅取得等資金の非課税分	贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	④⑤										
	贈与者の氏名		住宅取得等資金の合計額	④⑥										
	非課税限度額の計算	住宅資金非課税限度額	④⑦											
		平成27年分から30年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	④⑧											
		住宅資金非課税限度額の残額 (④⑦－④⑧)	④⑨											
		特別住宅資金非課税限度額	⑤①											
	贈与の金額の計算	④⑤のうち非課税の適用を受ける金額	⑤③											
		④⑥のうち非課税の適用を受ける金額	⑤④											
		非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑤③＋⑤④)	⑤⑤											
		④⑤のうち課税価格に算入される金額 (④⑤－⑤③)	⑤⑥											

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

*	税務署整理欄	整理番号		名簿		義務的 修正期限		年		月		日
---	--------	------	--	----	--	-------------	--	---	--	---	--	---

*欄には記入しないでください。

提出用

受贈者の氏名 サンプル 太郎

私（受贈者）は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてこの計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細					
田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権 利、賃借権(耕作権) の場合のその別	所 在 場 所	面 積	単 価	価 額
			固定資産税 評 価 額	倍 数	
田			500㎡ 円	7,000円 倍	円 3,500,000
合 計			500㎡	①	3,500,000

II 納税猶予税額の計算（農地等以外の財産に対する贈与税額の計算）					
A 農地等以外の財産として、一般贈与財産又は特例贈与財産のどちらか一方のみを贈与により取得している場合					
農地等以外の財産の課税価格 (申告書第一表の④の金額－上欄の①の金額)	①	円 672,096,385	差引税額の合計額 (申告書第一表の⑭の金額)	⑤	円 364,572,800
基礎控除額	②	1,100,000	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑫の金額)	⑥	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格 (①－②) (1,000 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000 円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	③	670,996,000	農地等以外の財産に対する贈与税額 (④＋⑥) (100 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 100 円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑦	362,647,800
③に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表を使用 して、一般税率又は特例税率により計算します。)	④	362,647,800	納税猶予税額 (⑤－⑦)	⑧	1,925,000
B 農地等以外の財産として、一般贈与財産及び特例贈与財産の両方を贈与により取得している場合					
農地等以外の財産（特例贈与財産）の価額の合計額 (納税猶予の適用を受ける農地等が特例贈与 財産である場合には、「申告書第一表の⑭の金 額」から「上欄の①の金額」を差し引いた金 額となります。)	⑨	円	農地等以外の財産（特例贈与財産）に 対応する税額 (⑮×⑨／⑫)	⑯	円
農地等以外の財産（一般贈与財産）の価額の合計額 (納税猶予の適用を受ける農地等が一般贈与 財産である場合には、「申告書第一表の⑭の金 額」から「上欄の①の金額」を差し引いた金 額となります。)	⑩		⑭の金額に「一般税率」を適用した税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算 表を使用して、一般税率により計算し ます。)	⑰	
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	⑪		農地等以外の財産（一般贈与財産）に 対応する税額 (⑰×(⑩－⑪)／⑫)	⑱	
農地等以外の財産の課税価格の合計額 (⑨＋⑩－⑪)	⑫		差引税額の合計額 (申告書第一表の⑭の金額)	⑲	00
基礎控除額	⑬	1,100,000	相続時精算課税分の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑫の金額)	⑳	
農地等以外の財産の基礎控除後の課税価格(⑫-⑬) (1,000 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 1,000 円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	⑭	,000	農地等以外の財産に対する贈与税額 (⑮＋⑱＋㉑) (100 円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が 100 円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	㉑	00
⑭の金額に「特例税率」を適用した税額 (申告書第一表(控用)の裏面の速算表 を使用して、特例税率により計算します。)	⑮		納税猶予税額 (⑲－㉑)	㉒	00

(平成27年分以降用)

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

【一般措置用】

（令和元年分以降用）

経営承継受贈者の氏名		サンプル 太郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)		エプソン 万里子	
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 対象受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名		A A A 商事		⑦ 贈与の時における経営承継受贈者の役職名		代表取締役社長	
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）		() 署		⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日		平成 20 年 4 月 1 日	
③ 事業種目		金属加工機械製造業		⑨ 円滑化法の認定の状況		認定年月日 令和 1 年 12 月 1 日	
④ 贈与の時における資本金の額		30,000,000 円				認定番号 09876	
⑤ 贈与の時における資本準備金の額		5,000,000 円		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無		有 ☐ 無 ☒	
⑥ 贈与の時における従業員数		30 人					
2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに対象受贈非上場株式等の明細							
受贈年月日		① 贈与の時における発行済株式等の総数等		② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)		③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	
1 ・ 7 ・ 1		60,000 株・口・円		40,000 株・口・円		50,000 株・口・円	
④ 対象贈与の判定及び制度の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (i) a > b + c の場合 ⇒ b ※ b > d の場合は、制度適用不可 (ii) a ≤ b + c の場合 ⇒ (a - c) ※ (a - c) > d の場合及び (a - c) が赤字の場合は、制度適用不可		⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等のうち、制度の適用を受ける株式等の数等		⑧ 1株（口・円）当たりの価額（裏面の「3(3)」参照）		⑨ 価額 (⑦×⑧)	
30,000 株・口・円		30,000 株・口・円		7,696 円		A 230,880,000 円	
3 株式等納税猶予税額の計算							
① 上記2の⑨欄「A」の価額		② 基礎控除額		③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)		④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)	
230,880,000 円		1,100,000 円		229,780,000 円		119,979,000 円	

4 対象受贈非上場株式等の内訳等				
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第27項第6号の規定に基づき、上記2の⑦欄に係る対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。				
	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・ ・			株・口・円
ロ	・ ・			株・口・円
ハ	・ ・			株・口・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）				株・口・円
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑦欄の数等と一致します。				

5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項			
この欄は、経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続等により取得した上記1の対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の7の2）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因		② 取得年月日	
贈与・相続等		年 月 日	
③ 申告した税務署名		④ 贈与者又は被相続人の氏名	
署			

6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							令和 年 月 日
所 在 地				会 社 名			
				代表者氏名 印			

※	税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認			
※欄には記入しないでください。								

特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕

【特例措置用】

（令和元年分以降用）

特例経営承継受贈者の氏名		サンプル 太郎		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)		サンプル 二郎					
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の①欄の株式等の数等について「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）」の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。											
1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社											
① 会社名		甲野〇〇病院		⑨ 特例承継計画の提出及び 確認の状況		提出年月日		年 月 日			
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）		(署)				確認年月日		年 月 日			
③ 事業種目						確認番号					
④ 贈与の時における資本金の額				0 円		⑩ 円滑化法の認定の状況		認定年月日		年 月 日	
⑤ 贈与の時における資本準備金の額				0 円				認定番号			
⑥ 贈与の時における従業員数				0 人		⑪ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無		有		無	
⑦ 贈与の時における特例経営承継受贈者の役職名											
⑧ 特例経営承継受贈者が役員等に就任した年月日				年 月 日							
2 特例対象贈与の判定											
受贈年月日		① 贈与の時における発行済株式等の総数等			② 贈与により取得した株式等の数等						
1・7・1		0 株・口・円			30,000 株・口・円						
③ 特例対象贈与の判定（特例経営承継受贈者が1人の場合） ※ 同一の贈与者から、同一年中に上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の株式（出資）を取得した他の特例経営承継受贈者がある場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（付表）」により特例対象贈与の判定を行い、本欄への記載は不要です。											
a 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)		b 贈与者が贈与の直前において保有していた株式等の数等		c 特例経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等		d 基準となる株式等の数等 (i) a>b+cの場合⇒b (ii) a≤b+cの場合⇒(a-c) ※(a-c)が赤字の場合は「0」		e 判定 d(i)の場合⇒②=d d(ii)の場合⇒②≥d			
0 株・口・円		0 株・口・円		0 株・口・円		0 株・口・円		適・否			
3 特例対象受贈非上場株式等の明細											
① 上記2の②欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等		② 1株(口・円)当たりの価額 (裏面の「3(2)」参照)			③ 価額(①×②)						
		株・口・円			円 A			円			
4 特例株式等納税猶予税額の計算											
① 上記3の③欄「A」の価額		② 特別控除額(2,500万円―過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額)		③ (①―②)の金額 (1,000円未満切捨て)		④ ③に対する税額(③×20%) (特例株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)					
円		円		,000 円		00 円					

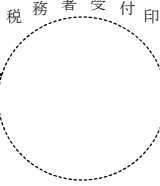
5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等				
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づき、上記3の①欄に係る特例対象受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。				
	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
イ	・	・		株・口・円
ロ	・	・		株・口・円
ハ	・	・		株・口・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）				株・口・円
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記3の①欄の数等と一致します。				

6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項			
この欄は、特例経営承継受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記1の特例対象受贈非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第8号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に特例経営承継受贈者及び特例経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「7(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・					円	
・	・						
・	・						
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							令和 年 月 日
所在地				会社名			
				代表者氏名 印			

※	税務署整理欄	法人管轄署番号	―	入力	確認			
※欄には記入しないでください。								
(資5-11-15-A4統一)								

(令和元年分用)



令和 年 月 日

江東西 税務署長

受贈者

住所
又は
居所〒135-0001 電話(03 -1234-0000)
東京都江東区〇〇
3丁目4番5号

フリガナ

サンプル タロウ

氏名
(生年月日)サンプル 太郎
(大・昭・平 3 年 4 月 4 日)

印

特定贈与者との続柄

私は、下記の特定贈与者から令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所 又は居所	東京都江東区△△5-4-3 〇〇マンション802号室
フリガナ	サンプル ジロウ
氏名	サンプル 二郎
生年月日	明・大・昭・平 5 年 2 月 2 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由	
推定相続人又は孫となった年月日	平成・令和 年 月 日

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

3 添付書類

次の(1)～(4)の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1) ☒ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類

① 受贈者の氏名、生年月日

② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること

(注) 次の場合の②の書類については、裏面の6をご覧ください。

- ・ 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける特例事業受贈者が同法第70条の2の7((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合
- ・ 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合

(2) ☒ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。

(3) ☐ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

(注) 1 添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。

2 (1)の書類として特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の添付を要しません。

(4) ☐ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が60歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 1 租税特別措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類」となります。

2 (3)の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が60歳に達した時以後(租税特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除きます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士	エブソン会計事務所 高山 光太郎 印	電話番号	03 -9999-8888
-------	-----------------------	------	---------------

※	税務署整理欄	届出番号	—	名簿						確認	
---	--------	------	---	----	--	--	--	--	--	----	--

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕

特例事業受贈者の氏名	サンプル 太郎	この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が暦年課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。
贈与者の氏名	サンプル 花子	

私は、特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項）」の適用を受けます。

（令和元年分以降用）

1 特定事業用資産に係る事業				
① 屋号		⑤ 個人事業承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 業種名			確認年月日	年 月 日
③ 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月 日		確認番号	
④ 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年 月 日	⑥ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
			認定番号	

(注) 特定事業用資産に係る事業が 2 以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算	
(注) この計算書を 2 以上作成する場合には、納税猶予税額の計算は「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」により行い、この欄への記入は不要です。	
① 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕「C」の価額	6,000,000 円
② 基礎控除額	1,100,000
③ (①－②)の金額 (1,000円未満切捨て)	4,900,000
④ ③に対する税額 (事業用資産納税猶予税額) (100円未満切捨て)	680,000

3 特例受贈事業用資産の内訳等			
この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 第 16 項の規定に基づき、「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。			
贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額の合計額
・			円
・			
・			

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

4 最初の特例の適用に関する事項			
この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得した上記 1 の特定事業用資産に係る事業の用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 6 の 8）」又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第 70 条の 6 の 10）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。			
① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

※ 税務署整理欄	入力		確認			
----------	----	--	----	--	--	--

※欄には記入しないでください。

特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕

特例事業受贈者の氏名	サンプル 太郎	この明細書は、贈与により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときにおける、その適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。			
贈与者の氏名	サンプル 花子				
1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定					
この欄は、贈与者の事業の用に供されていた資産（贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第 25 条の 2 第 3 項の規定の適用に係るものに限ります。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。 この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。 なお、限度面積の判定（(1)⑦及び(2)⑦）の結果が否となる場合、その宅地等又は建物については、この特例の適用を受けることはできません。 (注) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を同一の贈与者から贈与により取得した者が 1 人でない場合又はその対象となり得る建物をその贈与者から贈与により取得した者が 1 人でない場合の限度面積の判定は、⑦欄ではなく「特定事業用資産等の明細書付表(特定事業用資産を取得した他の受贈者がいる場合)」を使用してください。					
(1) 宅地等					
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額(④× $\frac{⑤}{③}$)
		m ²	円	m ²	円
特例の適用を受ける宅地等の面積及び価額の合計				イ m ²	a 円
⑦ 限度面積の判定（イ ≤ 400 m ² ）				適 ・ 否	
(2) 建物					
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額(④× $\frac{⑤}{③}$)
		m ²	円	m ²	円
特例の適用を受ける建物の面積及び価額の合計				ロ m ²	b 円
⑦ 限度面積の判定（ロ ≤ 800 m ² ）				適 ・ 否	
(3) 減価償却資産					
① 名称	② 所在場所	③ 前の贈与者の氏名	④ 面積	⑤ 価額	
	東京都杉並区阿佐谷南 1－2－3		0 m ²	6,000,000 円	
特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計				c 6,000,000 円	
(注) 1 (1)④、(2)④及び(3)⑤の「価額」欄の金額は、債務の引受けがないものとした場合の価額を記入します。 2 (1)②、(2)②及び(3)③の「前の贈与者の氏名」欄は、贈与者の贈与が租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 14 項第 3 号の規定の適用に係る贈与である場合に、その特定事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 3 項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）の氏名を記載してください。 3 (3)④の「面積」欄は、果樹等である減価償却資産について、その植栽面積を記載してください。					
2 特例受贈事業用資産の価額（a+b+c）					A 6,000,000 円

3 特例受贈事業用資産に係る債務の計算							
(1) 当該特例受贈事業用資産の贈与とともに引き受けた債務の金額							
(注) 記載した債務が特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務である場合には「事業非関連」欄にチェックを行ってください。							
事業非関連	種類	細目	債権者 氏名又は名称	住所又は所在地	債務の用途	発生年月日 弁済期限	金額
☐						・ ・	円
						・ ・	
☐						・ ・	
						・ ・	
☐						・ ・	
						・ ・	
☐						・ ・	
						・ ・	
合 計 額							d 0 円
(2) (1)のうち特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の合計額							e 0 円
(3) 事業関連債務の金額（d－e）							B 0 円

4 事業用資産納税猶予税額の計算の基礎となる価額（A－B）					C 6,000,000 円
(注) C 欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」の 2 ①欄に転記します。 なお、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」を 2 以上作成する場合には、この明細書の C 欄の金額とこの明細書以外の「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」の C 欄の金額との合計額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の 1 ①欄に記入します。					

※ 税務署整理欄	入力		確認		
※欄には記入しないでください。					

（令和元年分以降用）